

# 公益社団法人地域医療振興協会

## 公立黒川病院面会規程

### <総則>

#### 1. 目的

本規程は、入院中の患者とその家族等との面会は、患者の尊厳の保持及び療養生活の質の向上と円滑な退院支援を図るため、面会を妨げないようにすることを目的とする。

#### 2. 基本方針

当院は、入院中の患者とその家族等との面会は、患者の尊厳の保持及び療養生活の質の向上に資するのみならず、円滑な退院支援を行う上でも重要であることから感染対策等の正当な理由なく、入院中の患者に対する家族等による面会を妨げてはならないこと。また、やむを得ず面会の制限を行う場合であっても、当該制限が必要以上に厳格なものとならないように配慮することを基本方針とする。

### <面会における事項>

#### 3. 面会時間

面会時間は原則 14 時 00 分～17 時 00 分までとする。

面会受付時間は、原則 14 時 00 分～16 時 30 分までとする。

なお、面会時間は 30 分程度とする。

面会時間外の面会は出来かねますのでご了承ください。

#### 4. 面会者

- (1) 面会人数は 1 患者につき 1 回 2 名以内とする
- (2) 面会回数は制限なしとする
- (3) 面会者は、発熱がない・かぜ症状がない・消化器症状がない・体調不良がない方
- (4) 小学生以上の方
- (5) 家族・職場・学校等の身近な方が感染症に罹患していない方

## 5. 面会方法

面会者は平日病棟のナースステーション窓口で面会票を記入し、順次面会とする。  
土日祝は、時間外窓口での対応とする。

## 6. 面会場所

原則として病室または、デイルームとする。  
感染対策上必要な場合は面会場所を限定することがある。

## 7. 面会時の留意事項

- (1) 面会前後に手指消毒を実施して下さい
- (2) 面会者は、必ずサージカルマスクの着用をし、面会中にサージカルマスクを外さないようにして下さい
- (3) 事前に約束のない場合、医師からの病状説明はいたしかねます
- (4) 面会する人も含めた入院中の患者さんの容態の変化や診療、看護の都合により、面会ができない場合やお待ちいただくことがありますのご理解ください

## 8. 面会中の禁止事項

- (1) 病棟内での飲食
- (2) 生花や飲食物の持ち込み
- (3) 大声での会話や他患者の迷惑となる行為
- (4) 無断での病室移動や他患者の病室への立ち入り
- (5) 他の患者・職員を含む院内での無断の写真撮影、音声録音および SNS 等への投稿
- (6) 医療機器への接触や操作
- (7) 病院職員の指示に従わない行為

## <感染対策>

### 9.面会禁止措置

院内または地域において感染症の流行が認められた場合などは、患者の安全確保および院内感染防止の観点から、面会の一時停止措置を講じる。これらの措置は、感染状況を踏まえ院内感染委員会の判断により決定する。

## 10. 感染流行時の対応

院内または地域において感染症の流行が認められた場合などは、患者の安全確保及び院内感染防止の観点から、次の措置を講じる場合がある

- (1) 面会人数面会者の制限
- (2) 面会時間の短縮
- (3) 面会の一時停止

## 11.面会再開基準

院内または地域において、感染症等の状況を踏まえ、院内感染委員会の判断により決定する。なお、病状説明や重症患者や終末期等、その他管理者が必要と認める患者の場合は、個別に面会を認めることがある。

<その他>

## 12.周知

本規程の内容は、院内掲示および病院ホームページ等を通じて患者および家族へ周知する。

## 13.規程の制定および見直し

本規程は、病院運営上の状況や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて、年1回以上見直しを行うものとする。また、本規程の制定および改訂は、関係部署の意見を踏まえたうえで、院内感染委員会にて決定する。

この規程は、令和8年6月1日より施行する。